

# 公共工事の品質確保に向けた 平成21年度アクションプランについて ～公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会における取組事例～

公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会  
事務局：国土交通省 九州地方整備局  
企画部 工事品質調整官 塩満 利昭

## 1. はじめに

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければなりません。

近年、公共投資が急速に減少する中、受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質の低下が懸念される状況にあります。

また、一部に発注関係事務を適切に実施することができない体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっています。

## 2. 品質確保に関する取組み

このような中、良質な社会資本の整備を図ることを目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号、以下「品確法」という。）」が平成17年4月1日より施行され、公共工事の品質確保に関して、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者の責務を明らかにするとともに、公共工事の発注者は、発注関係事務の適切な実施のため、必要な体制の整備に努めることが求められました。

また、各発注者は、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携

を図り、推進に努めるものとされました。

しかしながら、品確法の施行から4年が経過した現在においても、総合評価方式の普及が地方公共団体、特に市町村では遅れているとともに、不良・不適格業者による受注、地域の優良企業の受注機会の減少、下請け等へのしわ寄せなどが指摘されており、これらを解決するための総合的かつ速やかな取組みが喫緊の課題となっています。この中で、総合評価方式については、技術ダンピング（オーバースペック）となっている事例も見受けられることから、真に価格と品質が総合的に優れた調達への改善が求められています。

このような現状下で、昨今の世界同時不況により種々の緊急経済対策を講じ、景気回復の一翼として公共投資による地域の雇用、生産を誘発するというフロー効果の早期発現が期待されている建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、地域の優良企業との適正価格での契約を推進するため、公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に進めているところで

す。

本稿は、九州地方整備局と九州7県2政令市が品確法の目的を達成するため、平成17年11月25日に設置した「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会（以下、

「九州連絡協議会）」が、上述の状況を踏まえ策定した「公共工事の品質確保に向けた平成21年度アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」に基づく公共工事の更なる品質確保のための取組みを紹介します。

### 3. 九州地区における取組み

九州連絡協議会には、実務的な意見交換を行う「幹事会」、各県には協議会等と連携し管下市町村と施策を進める「各県部会」を設置し、幹事会には作業部会として「総合評価推進連絡会議」、各県には市町村同士が総合評価方式等の具体的実務の情報交換を行う「総合評価研究会」を設置しています。

#### (1) アクションプランの概要

アクションプランは、各種連絡調整の会議の開催、発注者の責務遂行、価格と品質が総合的に優れた調達への改善、発注者をサポートする仕組みの強化に分類し、判

断・行動のよりどころとなる方向性の主な項目の概要は、次のとおりです。

#### 1) 各種連絡調整会議の開催

九州地方整備局、各県・政令市が情報共有し、施策の実施決定等の検討や諸協議等を行う「九州連絡協議会（幹事会）」及び「総合評価推進連絡会議」は年3回程度開催し、各県部会及び総合評価研究会は必要に応じて年数回開催することとし、普及推進・拡大に努めています。

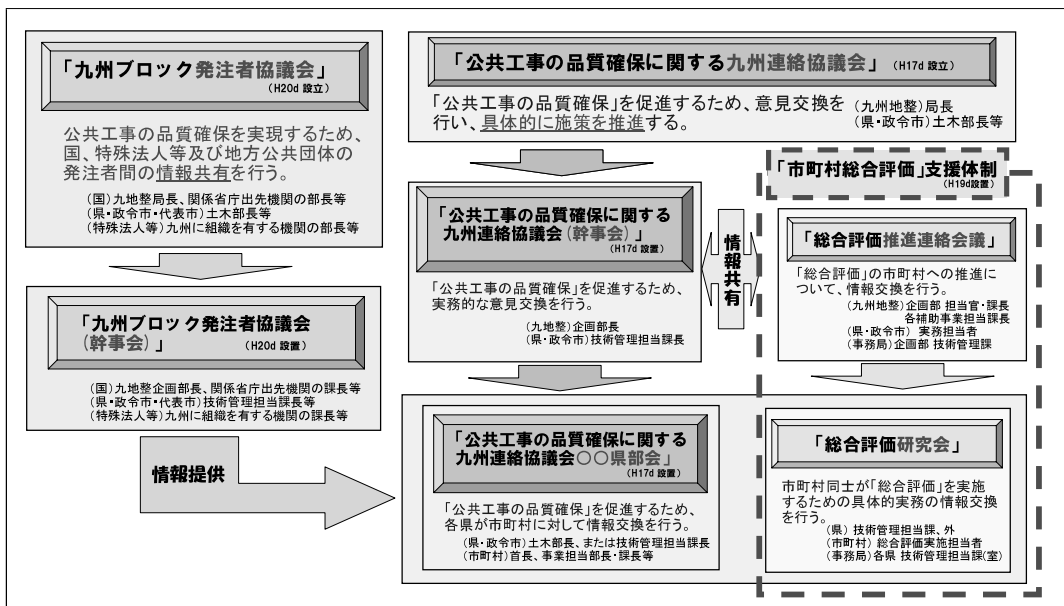
#### 2) 発注者の責務遂行

##### ① 総合評価方式の推進

九州地方整備局では、原則全ての工事で実施し、調査設計業務等についても拡大を図ります。

各県・政令市については、地域の実情等に配慮しながら、実施件数の拡大に努めます。

市町村においては、原則、補助事業毎に1件以上（ただし、補助事業のない場



図一 総合評価方式の市町村への導入に向けた各種調整会議

合は最低1件以上)の試行を目標とし、既実施市町村については、継続的な実施ができるよう支援を行う予定です。

②公共工事執行の円滑化(いきいき現場づくり)

九州地方整備局では、工事監理連絡会(三者会議)、ワンデーレスポンス、設計変更手続きの円滑化及び工事書類の簡素化を実施し、各々について実施状況のフォローアップを行うこととしています。

各県・政令市についても、試行の検討を行う予定です。

③工事成績評定の見直し

九州地方整備局では、総合評価方式における技術提案の実施状況や企業の技術力、工事目的物の品質等を重視した改訂を行い、実施しています。

各県・政令市についても、同様に見直しの検討を行う予定です。

3) 価格と品質が総合的に優れた調達への改善

九州地方整備局では、総合評価方式の技術提案において、品質向上の数値を求め、定量評価の試行を行うこととしています。

各県・政令市については、予定価格等の事後公表への課題・検討、また、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び価格に対する失格基準の適正な見直しを行う予定です。

4) 発注者をサポートする仕組みの強化

①総合評価方式の導入

国交省所管の国庫補助金交付決定通知書に「品確法遵守」の条件を付記していますので、国庫補助事業(国交省所管)実施市町村へ「導入の要請」及び「取組状況の確認」を実施することとしました。

また、未導入市町村の諸事情や課題等を十分把握し、必要に応じ国・県連携の個別説明や支援対策等を講じていきます。

更には、九州地方整備局ホームページにおいて、市町村の導入状況等を毎月末更新掲載し、情報提供しています。

②工事成績評定の導入

市町村における工事成績評定が適切に実施・公表されるよう、工事成績評定要領の策定、導入の支援を行います。

③工事の監督・検査体制の充実

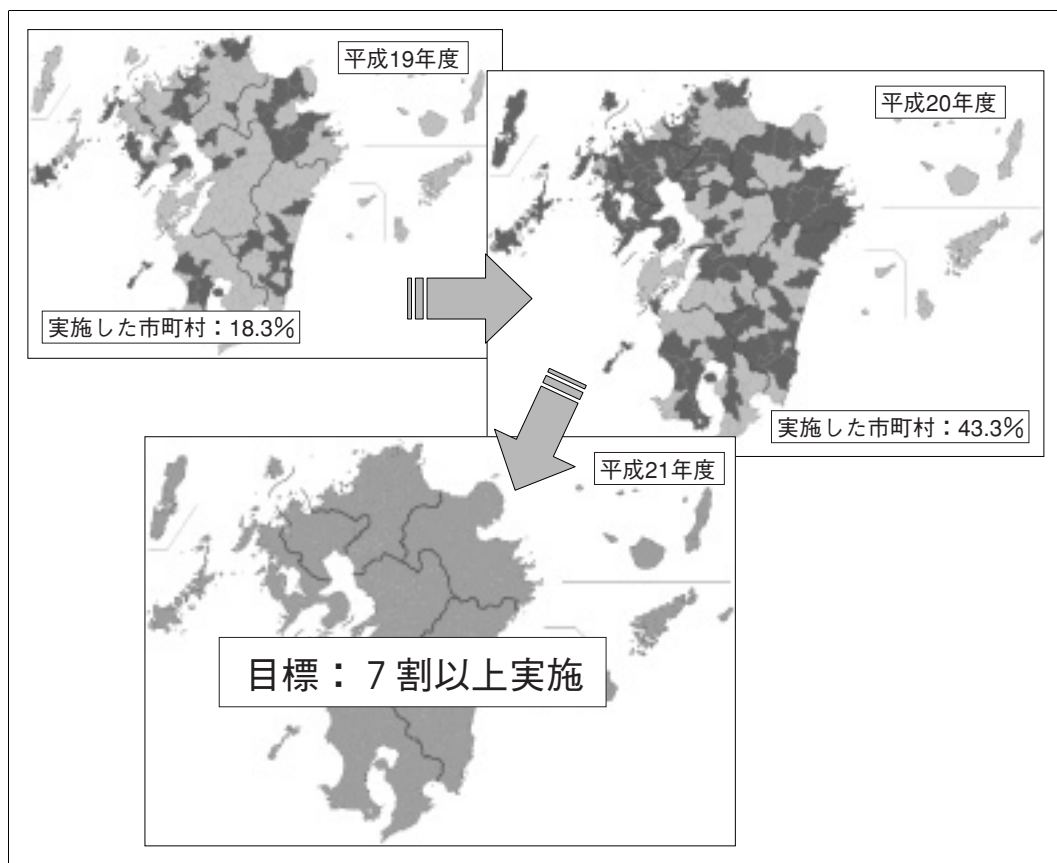
市町村における工事の監督・検査要領の策定状況等について現状把握を行い、支援策等について検討を行う予定です。

(2) 総合評価方式の市町村の取組状況

品確法の施行により市町村での総合評価方式の導入取組状況については、表-1のとおりですが、国・県の取組み、拡大に比して低く、導入を促進するうえで国・県による支援体制強化により、今年度は7割以上を目標にしていきます。

表-1 市町村における「総合評価」の取組状況

年 度	平成19年度			平成20年度		
	市町村数 (A)	実施した市町村数 (B)	割合 (C)=B/A	市町村数 (D)	実施した市町村数 (E)	割合 (F)=E/D
福 岡 県	66	10	15.2%	66	26	39.4%
佐 賀 県	20	6	30.0%	20	19	95.0%
長 崎 県	23	7	30.4%	23	18	78.3%
熊 本 県	48	5	10.4%	47	11	23.4%
大 分 県	18	9	50.0%	18	12	66.7%
宮 崎 県	30	6	20.0%	28	12	42.9%
鹿 児 島 県	46	3	6.5%	45	9	20.0%
計	251	46	18.3%	247	107	43.3%



図－2 市町村における「総合評価」の導入・拡大状況

#### 4. おわりに

現下の経済情勢を踏まえ、雇用や景気対策の効果が1日でも早く発現されるよう、平成21年度の公共事業執行に当たっては、早期・前倒し執行に最大限の努力を行うことが危急の課題です。

しかしながら、公共工事は現在のみならず将来にわたり、国民生活を支える社会資本を整備する重要な意義を有するものであり、上述の趣旨を踏まえ各発注者が「責務」として、公共工事の品質確保の促進を図っていくことが、従来にも増して重要であると考えています。

九州地区のすべての市町村において、総合評価方式の導入・拡大などの公共工事の品質確保の更なる取組みを推進することができるよう、品確協議会のみならず、平成20年10月27日に九州ブロックの公共工事の発注機関により九州ブロック発注者協議会を設立（参画機関：国17、県7、政令市2、代表市7及び特殊法人等7）しており、参画する発注機関とも連携し、必要な支援を行うこととしています。

価格と品質が総合的に優れた公共調達を推進することにより、建設業が健全かつ持続的に発展し、更には公共工事の品質確保が促進され、良質な社会資本の整備に貢献して参ります。